

## 申請者が法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面

使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定するフロン類回収業に係る欠格要件

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（※）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
※ 「主務省令で定める者」とは、次のとおり。  
○ 精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 使用済自動車の再資源化等に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく处分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第1項の規定により登録を取り消され、その处分のあった日から2年を経過しない者
- ④ フロン類回収業者で法人であるものが使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その处分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその处分のあった日から2年を経過しない者
- ⑤ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第1項の規定により、事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑥ フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑤までのいずれかに該当するもの
- ⑦ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）のうちに①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記①～⑦のいずれにも該当しないことを誓約します。

年           月           日

住      所

氏      名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

(日本産業規格A列4番)